

佐賀県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年八月六日から平成二十二年九月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	伊万里市東山代町里字正手一二五番一地从先から 伊万里市東山代町里字新田一七七番五地先まで	平成二二・八・六
	伊万里市新天町字中井樋七六九番六地先から 伊万里市二里町大里字川宿甲二八八三番一地从先まで	"